

[会議録]

会議名称	令和元年度第2回 市川市個人情報保護審議会
議題等	1 議事 諮問事項に係る検討について ア 実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について イ 実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準について
開催日時	令和元年6月10日(月) 13:30~14:05
開催場所	市川市役所仮本庁舎4階第1委員会室
出席者	委員 奥川 貴弥(会長)、小島 千鶴、荻野 良江、小林 俊之、松原 いづ子
	事務局 [総務部] 関 公文書管理担当理事、秋本次長 [総務部総務課] 増田課長、木村副参事、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任
	説明課及び職員 総務課・・・増田課長、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (0 人) / <input type="checkbox"/> 不可
会議概要 ※詳細別紙	令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会において諮問した「実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準」及び「実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準」についての答申案の検討を行った後、答申した。
配布資料	1 次第 2 令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会 委員からの意見等 3 答申書(案) 4 安全確保措置に関する規程で定める項目 5 個人情報ファイル簿一覧 ※非公開情報
特記事項	

[会議録]

別紙

令和元年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【議長(奥川会長)】

それでは、令和元年度第2回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてであります。審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局にお伺いしますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

議事終了後の報告事項に一部非公開情報がございます。本日お配りいたしました個人情報ファイル簿一覧でございますが、7月1日より公表ということで、現在内容について最終確認をしております。このことから不確定ファイルとなりますので、非公開情報とさせていただきます。

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。一部非公開情報があるとのことですので、その報告事項については会議の最後に報告を受けることとし、それ以外については会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、会議を公開することといたします。本日は傍聴希望者がいないとのことですので、議事に進みます。

本日の議事は、前回開催した審議会において審議した諮問事項に対する答申についての検討です。

本日の資料2に、前回委員の皆様からいただいた意見をまとめていますので、ご覧ください。

審議会としての意見をまとめると、「実施機関非識別加工情報の提供を受けた事業者による適切な取扱いがなされるよう、市に十分な対策をとってもらいたい」ということと、「個人情報の漏えいなどに対するリスク管理を徹底してもらいたい」ということになろうかと思えます。

続いて、配布してある資料3の答申書(案)をご覧ください。

今回の諮問事項である「実施機関非識別加工情報の作成に関する基準」及び「実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準」については、適切な内容であろうかと思えます。

ただ、審議会としては、実施機関非識別加工情報提供制度としては市としても初めての取り組みになることと、個人情報の取扱いにはくれぐれも気をつけていただきたいということで、2点の要望を加えて、答申書(案)を作成しました。

事務局から、具体的な対応を考えているのであればご説明ください。

[会 議 録]

【事務局】

1 点目のご要望につきましては、事業者から非識別加工情報の返還を受ける際に、事業者が契約内容どおりに非識別加工情報を利用したことを確認するために、利用用途を記載した署名押印付きの報告書の提供を受けるようにいたします。また、資料の提出を求め、面談により詳細な報告を受けるようにいたします。

2 点目のご要望につきましては、システムファイル保守業者等と調整し、非識別加工情報に関するデータ開封にパスワード入力を必須にするなどのセキュリティ措置を講じることができるか検討してまいります。

説明は以上です。

【議長(奥川会長)】

ただいまの説明に、ご意見やご要望がございましたら、お話しください。

前回開催時に、委員の皆さんから話があって、いろいろな意見を要約したものが、「令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会での審議における意見について」でよろしいでしょうか。

まず、こちらに皆さんからいただいたご意見が盛り込まれていますでしょうか。この中に、ご自身の意見が含まれていないとか、趣旨が違うというようなことはないでしょうか。

また、答申書の案は、これらの意見を盛り込んだ形になっています。案をご確認いただいて、意見が反映されていないとか、表現が不適切であるとか、ご意見をいただければと思います。

1 点目の「確実に実施機関非識別加工情報の返還を受けること。」というのも抽象的な表現になっていますが、具体的に行うとすると、どういった対応が考えられるでしょうか。それを答申書の内容に入れるかどうかは別として、説明をお願いいたします。

【事務局】

ご質問につきましては、利用用途を記載した署名押印付きの報告書の提供を受けることと、併せて資料の提出を求めまして、面談を別に行い、そこで詳細な報告を受けたいと考えております。

【議長(奥川会長)】

他に方法がないのかもしれませんが、この点については難しいですね。結局のところ、データの複写などについては、事業者の良心に任せるしかないということになってしまいます。

【松原委員】

データをコピーされるのが一番心配です。例えば、戸籍謄本などでは複写・コピーをしたらそれと分かるようになっていますが、提供するデータにそのようなチェックができるように機能を付けるというのは難しいでしょうか。

【事務局】

技術的なことなので、加工業者に確認しないとわかりませんが、そうした機能を付けたことによって、事業者が利用目的に沿ってそこから更に必要なデータを作ろうとしてもできないとなってしまうと、そもそも市が提供したデータが使えないということになってしまいますし、加工業者にも確認した上

[会 議 録]

で、適切な対応をしたいと考えています。

【松原委員】

ありがとうございます。

【議長(奥川会長)】

その場合は、自分が持っている情報と市から提供を受けた情報を足し合わせて、自分たち独自のデータを作成した場合には、そのデータについては返還しなくてよいことになってしまうのではないのでしょうか。その辺りを内密にされてしまうと。

【事務局】

どこまでセキュリティをかけられるかというのは、技術的な話もありますので、加工業者に確認してみないとわからないところです。

【議長(奥川会長)】

個人情報に関する問題ですから、十分注意しないといけないところですが、非常に難しいですね。

【事務局】

その点については、加工業者とも十分話し合いをしてみたいと思います。

【議長(奥川会長)】

事業者と市の契約では、そのデータを組み込んだ業者独特のデータを作成することは問題ないということになるのでしょうか。そういったデータも返還の対象となるのでしょうか。

少なくとも、事業者が非識別加工情報を使ってデータを新しく作成した場合には、それを見せてもらって、その中に提供した情報があれば削除してもらわないといけないのではないのでしょうか。

【事務局】

はい。

【議長(奥川会長)】

それは絶対に出してもらわないといけないですね。

【事務局】

ヒアリング等も行いますので、その辺は十分注意して対応してみたいと思います。

【議長(奥川会長)】

それでは、1点目はよろしいでしょうか。

2点目の、「実施機関非識別加工情報の取扱いに対する市民の信頼を確保し、個人情報保護を

[会議録]

徹底するためにも、リスク管理の徹底に努めること。」について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

ここでいう「リスク管理」のリスクとしては、どういうものが想定されていますか。

【事務局】

リスクとしては、実施機関非識別加工情報や、その加工に用いた情報が漏えいすることを想定しています。

【議長(奥川会長)】

漏えいというのは、この場合、漏えいする主体は事業者のことですか。

【事務局】

事業者のことです。

【議長(奥川会長)】

事業者が漏えいするのを防ぐように、いろいろな施策を設けて徹底するということなのでしょうか。

前回開催時の意見で、「リスク管理の観点から、利用契約や提案審査、提供後の事業者からの報告のほか、条例で罰則規定を設けるなどの方法も今後検討していく必要がある。」とありましたので、あくまでも事業者に関することということなのでしょうか。

この場合、仮に非識別加工情報を漏えいされたとしても、それ自体は非識別加工情報になっているから、あまり問題ないような気がしますが。

要するに、その情報で、具体的に、どこに住んでいるAさんということがわからなければいいわけですね。ただ、そういった情報は既に加工されて、削除されていますので、個人情報の漏えいとは違うのではないのでしょうか。

【事務局】

市からは、提案事業者がその事業目的のために使うためだけに、非識別加工情報を提供しておりますので、それが更に第三者の手に渡るということは想定しておりません。

仮に第三者の手に渡ったりした場合には、その情報と何らかの情報を照合することによって、個人情報が特定されてしまうというような事態が全く無いとは言えませんので、そういう意味で提供を受けた事業者限りで利用してもらう必要があるというところでございます。

【議長(奥川会長)】

そういう意味ですか。

もちろん、市と事業者が締結する契約上はそう定めるのでしょうか。

【事務局】

契約上は、第三者の手に渡らないように措置をいたします。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

それで、事業者の漏えいとなるのですね。

その方法としては、前回の意見としてあった利用契約や提案審査、提供後の事業者からの報告のほか、これは作るかどうかは別として、条例で罰則規定を設けるなどの方法も今後検討していく必要がある、というようなことが、一応検討課題になっているのでしょうか。

【事務局】

罰則等については特に検討はせずに、パスワード付きのデータとして、パスワードを知っている人しか開けないような形にして、それで 100%大丈夫かという、難しい部分もあるかと思うのですが、そういった形でアクセス権限を制限するという方法をとりあえずは取っていくことになるのではないかと考えています。

【議長(奥川会長)】

わかりました。

要するに 2 番目は、事業者が情報を漏えいすることがないようにそのリスクの管理をするということですね。

特定の目的に従った情報を市の方で事業者に提供するので、その提供された目的以外に流用してはいけないということが一番メインになるのですね。

この点については、条例を定めるのですか。それとも、指導要綱などを定めるのですか。

【事務局】

安全確保の措置につきましては、規程を定める予定です。

【議長(奥川会長)】

条例ではなくて、市の運用規程ですか。

【事務局】

はい。

この制度に関しては、既に 2 月議会において、条例改正をしております、それを実施するに当たって規程を定めることとし、今回諮問をさせていただいております。

【議長(奥川会長)】

運用規程のようなものですね。

よろしいでしょうか。他にございますか。

【松原委員】

すみません。

お伺いしてもよろしいでしょうか。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

どうぞ。

【松原委員】

今年度第 1 回の時に配っていただいた資料の中に、個人情報保護条例の資料がありまして、その中の網掛けの部分が今回このように変わるということで、第 24 条の 15 が安全確保の措置に関する規定となっています。

【事務局】

こちらの資料は、今回、諮問させていただいた根拠となる条例部分のフローになっております。

【松原委員】

そうですね。これについては、もう 2 月の議会で決まったということによろしいですね。

【事務局】

はい。

【松原委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【議長(奥川会長)】

それでは、答申(案)の内容で答申するということがよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(答申書の作成)

【議長(奥川会長)】

答申書。

令和元年 5 月 15 日付け市川第 20190513-0289 号にて諮問のありました実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準及び実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

別紙「実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準」及び「実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準」は、個人情報保護の観点から、適切な基準である。なお、実施機関非識別加工情報を慎重に取り扱う必要があることから、以下の点に留意するよう要望する。

- 1、事業者から実施機関非識別加工情報の利用期間経過後に受ける報告は、形式的なものにならないようにし、確実に実施機関非識別加工情報の返還を受けること。
- 2、実施機関非識別加工情報の取扱いに対する市民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底する

[会議録]

ためにも、リスク管理の徹底に努めること。

【事務局】

ありがとうございました。

【議長(奥川会長)】

事務局から報告事項があるとのことですので、お願いします。

【事務局】

まず、会議冒頭でお伝えしました前回の会議資料5の誤りについて説明いたします。こちらはA3サイズの「非識別加工情報提供制度の概要」と記載しております資料でありまして、前回開催時に口頭でお伝えしたのですが、非識別加工情報の事業者からの提案募集について、昨年度は年4回ということでお伝えしましたが、それを改めまして随時募集することといたしました。この点について、お配りしていた資料の左側の方、「民間事業者からの提案」と書かれております枠内の一番左側の「募集」というところの下の欄、ここで前回「年4回」と書かれたものをお配りしてしまったのですが、これは「随時」ということで訂正いたしましたので、差し替えたものでございます。

続きまして、実施機関非識別加工情報提供制度の今後の予定ですが、令和元年7月1日から開始するため、同日に市ホームページに募集要綱と、お手元にございます個人情報ファイル簿を併せて掲載する予定であります。

また、制度実施前に、本市の情報システムの保守業者に、情報システムから情報を抽出、加工してもらい、非識別加工情報の確認をすることを考えております。保守業者から非識別加工情報の作成方法について助言を受けることも考えております。

続きまして、安全確保措置に関する規程で定める項目について、前回の審議会開催時に、小島委員から安全確保措置に関して、規程で具体的な内容を定めるのかというご質問をいただきましたので、規程で定める内容について説明をさせていただきたいと思っております。

資料4、安全確保措置に関する規程で定める項目という題名から始まっているものですが、ここで5点、主要な項目を挙げさせていただきました。

1 点目が、非識別加工情報が記録されている情報媒体は施錠管理などの方法により厳重に保管する。

2 点目が、非識別加工情報の漏えいを防止するため、スマートフォン、USBメモリなどの情報システム端末への接続を制限する。

3 点目が、非識別加工情報記録媒体から離れるときは、ログオフを可能な限り行うことで非識別加工情報の第三者閲覧を防止する。

4 点目が、非識別加工情報の抽出、加工などの取扱いの業務を外部業者に委託する場合には、委託契約書に、秘密保持などの条項を盛り込むこととする。

最後に、非識別加工情報の漏えい等の事案が発生した場合は、総務課長にその旨を報告し、再発防止策を講じるものとする。

こういった点を主要な点として、規程の中に盛り込んでいくことを考えております。

[会 議 録]

次に、公表する個人情報ファイル簿、どういった個人情報ファイルを加工の対象にするかの一覧についてです。

(非公開部分)

以上です。

【議長(奥川会長)】

わかりました。

事務局から、連絡事項はありますか。

【事務局】

はい。本日の会議につきましては、後日、会議録を作成いたしますので、別途ご確認のお願いをさせていただきます。ご確認いただいた後、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

なお、前回の審議会の会議録につきましては現在作成中です。出来次第ご確認のお願いをさせていただきます。

連絡事項は以上です。

【議長(奥川会長)】

それでは、本日の市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。

(閉会)